

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正について

下記のとおり、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正について

2. 対象品目

水銀等が使用されている製品のうち、その製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして以下製品を政令で指定し、順次施行する。

特定水銀使用製品	施行日
水銀含有量一パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池	令和8年1月1日
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路内蔵形コンパクト蛍光ランプ (CFL. i)	令和8年1月1日
次のものに該当しない電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EEFL) (a) 電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超え、長さが五百ミリメートル以下のもの (b) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超え、長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c) 電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超え、長さが千五百ミリメートル超のもの	令和8年1月1日
次の電気電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a) 熔融圧力トランスデューサ、熔融圧力トランスミッターと熔融圧力センサ	令和8年1月1日
三十ワットを超える一般照明用のコンパクト蛍光ランプ (CFLs)	令和9年1月1日
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路非内蔵形コンパクト蛍光ランプ (CFL. ni)	令和9年1月1日
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ (LFLs) (a) 電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超えない四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの (b) 四十ワットを越えるハロリン酸系蛍光体を使用したもの	令和9年1月1日
次のものに該当する一般的な照明用の非直管蛍光ランプ (NFLs) (b) すべてのワット数のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	令和9年1月1日

次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光灯ランプ（LFLs） (a) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの (c) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの	令和10年1月1日
次のものに該当する一般的な照明用の非直管蛍光灯ランプ（NFLs） (a) すべてのワット数の三波長形蛍光体を使用したもの	令和10年1月1日

3. 趣旨及び目的

水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、締約国会議において新たに「水銀添加製品」として指定された製品の製造及び部品としての使用を規制し、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全を図る。

4. 公布予定

令和6年10月

5. 施行予定

令和8年1月1日、令和9年1月1日、令和10年1月1日（製品による）

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
 TEL 03-3501-0080

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後